

総行公第73号
令和元年10月31日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）

】 殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
（公印省略）

地方公務員のボランティア活動について

各地方公共団体におかれては、令和元年8月の前線に伴う大雨、台風第15号及び台風第19号等により被災した地方公共団体に対し、職員の派遣など積極的な支援を行っていただいているところであり、感謝申し上げます。

被災地においては、ボランティアによる支援も行われており、これまでも、地方公務員がボランティア休暇等を取得して、自主的に支援する取組が見られているところです。今後とも、被災地における支援活動のため、職員がボランティア休暇等を取得しようとする場合には、その円滑な取得に御配慮いただければと存じます。

参考までに、内閣府及び厚生労働省より民間企業に向けて、別添のとおり通知が発出されておりますので、添付いたします。

おって、各都道府県においては市区町村等にも御連絡いただくようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し上げます。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

【連絡先】

総務省自治行政局公務員部公務員課
包係長、河本、石塚
電話 03-5253-5544
E-mail y2.kawamoto@soumu.go.jp